

## 美里町建設工事低入札価格調査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が3,000万円以上の競争入札（総合評価落札方式）に付した建設工事で、町長が特に必要と認める工事とする。

### (調査基準価格の設定)

第3条 建設工事に調査基準価格を設ける場合は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を対象工事の予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの割合を乗じて得た額の範囲内で定めることができるものとする。

### (端数処理)

第4条 前3条の規定により算定した調査基準価格に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (入札参加者への周知)

第5条 調査基準価格を設けた入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 調査基準価格を設けていること。

(2) 低価格入札が行われた場合の入札終了後の方法及び結果の通知方法

(3) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者にならない場合があること。

(4) 調査対象となった場合は、当該入札価格に係る内訳書又は見積書を直ちに提示しなければならないこと。また、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 調査に関する書類及び判断結果は、原則として公開又は公表されること。  
(入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者全員に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。ただし、この場合において、設計額及び予定価格は、契約の相手方が決定するまで公表しないものとする。

(調査方法)

第7条 入札執行者は、入札価格が調査基準価格を下回ったとき、当該入札によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて調査するため、工事担当課長等にその旨を報告し、入札調書の写し及び入札参加者から提出された工事費内訳書を提供して調査の実施を依頼する。

(調査の実施)

第8条 工事担当課長等は、前条に規定する依頼を受けたときは、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。

2 前項に規定する調査は、低入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について、入札価格説明書(様式第1)及び必要な書類の提出を求め、当該低価格入札者から事情聴取等の調査を行うものとする。

(1) 入札価格積算の根拠に関する事項

(2) 施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項

(3) 施工実績等に関する事項

(4) 信用状況

(5) その他調査において求められた事項

3 工事担当課長等は、前項の調査を行った場合は、調査報告書(様式第2)を作成するものとする。

(調査結果の報告)

第9条 前条の規程による調査結果の報告は、調査報告書その他必要な資料を添えて、入札執行者へ報告する。

(落札者の決定等)

第10条 入札執行者は、前条の規定により調査の結果、低価格入札者との契約を適当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者に対して入札結果通知書(様式第3)を通知するとともに、その他の入札者に対し入札結果通知書

(様式第4)を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定により低価格入札者との契約を不相当である旨の決定をしたときは、入札結果通知書(様式第5)を通知するとともに、次に定める方法により手続を進めることとする。

(1) 他に低価格入札者がいる場合

前条の規定により不相当とされたものを除く低価格入札者のうち最低で入札した者に対して第8条の規定による手続を行う。

(2) 他に低価格入札者がいない場合

前条の規定により不相当とされたものを除く入札者で、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最低で入札した者を落札者とする。

(誓約書の提出)

第11条 低価格入札者を落札者とする場合は、当該低価格入札者から契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書(様式第6)を提出させるものとする。

(失格基準価格)

第12条 前条の規定にかかわらず、低価格入札者の入札価格が調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額に満たない場合は、低入札価格調査は実施せず、当該入札者は失格とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調査基準価格を設けることに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に競争入札(総合評価落札方式)を行う建設工事から適用する。

附 則

この告示は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

様式第 1 (第 8 条関係)

入札価格説明書

年 月 日

美里町長 殿

所在地  
名 称  
代表者

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入札年月日
- 4 入 札 価 格

記

- (1) 入札価格積算の根拠に関する事項 (別記 1)
- (2) 施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項 (別記 2)
- (3) 施工実績等に関する事項 (別記 3)
- (4) 信用状況 (別記 4)
- (5) その他調査において求められた事項 (別記 5)

(別記 1)

入札価格積算の根拠に関する事項

工事費内訳書	入札時提出済
低価格の理由・根拠	
利益の有無	

(別記 2)

施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項

配置技術者	別紙配置技術者届出書のとおり
下請・資材調達計画の適否	下請内容・下請予定業者・入札者との関係及び下請代金支払方法の予定（別紙可） 調達資材・調達予定業者・入札者との関係及び購入代金支払方法の予定（別紙可）
労務者の調達計画の適否	労務者調達の有無（別紙可） 予定労務単価（別紙可）
本工事の施工に必要な主な機材調達等の適否	調達（手持ち）機材の有無（別紙可） 調達（手持ち）機材の概要（別紙可）

(別記 3)

施工実績等に関する事項

本件工事と同種工事の施工実績	（別紙可）
他発注工事受注状況	（別紙可）
現在の手持ち工事状況	（別紙可）
技術者の保有状況及び配置状況	（別紙可）

(別記4)

信用状況

建設業法違反の有無	
賃金不払の有無	
下請代金の支払遅延の有無	

(別記5)

その他調査において求められた事項


様式第2号（第8条関係）

年 月 日

美里町長 殿

美里町 課長

調査報告書

年 月 日に入札執行した下記工事の入札価格について、調査した結果を報告します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 入札者 所在地  
名称  
代表者
- 4 調査結果 積算内容等を調査した結果、契約の内容に適合した履行が可能と認めます。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様

入札執行者

印

入札結果通知書

年 月 日に入札した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、低入札価格調査を実施した結果、契約の内容に適合した履行がされると認められますので、貴社の落札を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 落札金額



様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

入札執行者

印

入札結果通知書

年 月 日に入札した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、  
を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 落札金額

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

入札執行者

印

入札結果通知書

年 月 日に入札した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、低入札価格調査を実施した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札しないことと決定しましたので通知します。

なお、 を落札者としたのでお知らせします。

記

1 工事名

2 工事場所

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

美里町長 殿

所在地

名 称

代表者の役職・氏名

印

誓約書

年 月 日に入札しまして下記工事の入札価格に関して、説明及び提出資料の内容につきましては、事実相違ありません。

また、工事につきましても、当該入札価格により設計図書等に基づき、契約内容に適合した施工することを誓約いたします。

記

1 工 事 名

2 工事場所